

大蔵委員會議録 第二十五号

昭和三十三年四月九日(火曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事 黒金 泰美君 理事 小山 長規君

理事 高見 三郎君 理事 藤枝 泉介君

理事 平岡忠次郎君 理事 横鏡 重吉君

大平 正芳君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 杉浦 武雄君

竹内 俊吉君 古川 丈吉君

坊 秀男君 前田房之助君

山本 勝市君 有馬 輝武君

井上 良二君 春日 一幸君

神田 大作君 久保田鶴松君

竹谷源太郎君 横山 利秋君

出席國務大臣

農林大臣 井出一太郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君

大蔵事務官 (主計局次長) 宮川新一郎君

大蔵事務官 (主計局法規課長) 中尾 博之君

大蔵事務官 (管財局長) 正示啓次郎君

大蔵事務官 (管財局長) 小倉 武一君

食糧庁長官 椎木 文也君

委員外の出席者

大蔵事務官(管財局固有財産第一課長) 天野 四郎君

専門員 椎木 文也君

四月五日

委員伊瀬幸太郎君辭任につき、その補欠として横橋節雄君が議長の指名で委員に選任された。

四月八日

石炭及び寒冷手当の免税に関する陳情書(美明市議會議長表猛雄)(第七一四号)

揮発油税引上げ反対に関する陳情書(新宿区四谷一全国乗用自動車協会長新倉文郎)(第七二八号)

中小企業の資産再評価実施に関する陳情書(大阪商工会議所会頭杉道助)(第七三四号)

印紙税率引下げに関する陳情書(大阪商工会議所会頭杉道助)(第七四八号)

在外資産の補償に関する陳情書(東京都北多摩郡小金井町議會議長藤川耕作)(第七五七号)

国民金融公庫金沢支所に対する配分額拡大に関する陳情書(石川県議會議長西田与作)(第七五八号)

積雪寒冷地帯の行政税改正に関する陳情書(財団法人日本積雪連合会長参議院議員田村文吉外一名)(第七六七号)

中小企業に対する資産再評価税減免に関する陳情書(静岡県議會議長塚口勇作)(第七七一号)

旧債利子引下げ等に関する陳情書(水俣市議會議長尾田学)(第七九八号)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の改正に関する陳情書(東京都議會議長中西敏二外九名)(第八〇二号)

本日の會議に付した案件

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

国有財産特殊整理資金特別会計法(内閣提出第六〇号)

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案(内閣提出第六四号)

国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(予)

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一三号)(予)

○山本委員長 これより會議を開きます。

国有財産特殊整理資金特別会計法案、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案、国有財産法の一部を改正する法律案及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題として質疑に入ります。質問を求められておりますから、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 国有財産に関する基本的な問題を議論すべき一番いい機会でございますから、多少整理はされておられませんけれども、この際この法案に関連して、国有財産について質問をいたしたいと思つて、今回国有財産の白書が出ました。それによりますと、要約すれば、三十年度末に一兆九千二百五十三億円がある。この処分の強化のために、大蔵大臣の行つた国有財産の総括権限を強める。それから管理処分の機構充実のために、国有財産の審議會を強化する。第三番目に、普通財産の

管理処分をはかるために、五年程度の処理計画を立てるといふようなことが柱になっておるようでありませぬ。この答申を見て、また今日までとかく世間から疑惑を持たれておりました国有財産を、これからどうするといふ点について、私がよくとして考えますことは、大問題になって審議會を作つて、そうして答申をされた結果といふものは、何か大山鳴動ネズミ一匹という感じを免れたいと思つたのです。これは一体個人の気持であるか、それとも審議會を通じてこういう結果にならざるを得なかつたのか、この点はよくわかりませんが、これでは国有財産の実態は明らかになつたけれども、しかし、それをどうするかといふことについて、何か一つ強いてこが足らぬのではないか、こういう感じがしてなりません。この法案を立案されたのは管財局ではありましようけれども、一体大蔵省は、大蔵省全体として、この国有財産をかくすべきであるといふ裏打ちがほんとうにされておるかどうか。たとえ、これだけの財産を管理し処分し、そうして保全をする上において、今日の管財職員の数が一休妥当であろうかどうか。またそれに要する予算といふものは、果して裏打ちがされたものであろうかどうか。そういう数々の疑問を持っておるのであります。特に伺ひたいことは、私が言つた、これだけ日時をかけ、世間に鳴動ネズミ一匹の感があるといふよう

案されるに當つて、これではまだ海のものとも山のものとはつきりせぬではないか。今まであつた審議會を立法化したし、そして管理については大蔵大臣の権限を強めます、それから計画を立てて処分を行いますといふことは、まだ絵にかいただけで、これからは、まだ絵にかいただけで、これからは、どうするといふ基本的な柱も何も何にもないではないか、一体何を今までしておつたのか。審議會の答申の内容を讀んでみますと、きわめて適切な示唆を与えておる点が少ないと、これこそ、ところが、今われわれが審議會を材料とするものは、法案となつて出ておりますものは、まさに大山鳴動ネズミ一匹ではないか、なぜもう一歩を進めて、かくすべしという議論が展開できないのか、なぜそれが提案できないのか。非常に抽象的ではあります。これは根本でありますから、率直に一つその間の事情を説明を願いたい。

○正示政府委員 私からお答え申し上げます。ただいま横山委員の御指摘になりました国有財産の管理処分につきまして、昨年の四月以降、国有財産審議會を設けていろいろ御審議を願ひまして、先般その答申が一応まとまりまして出されたのであります。その答申に基きます立法措置として、今國會に国有財産法を初めいたしまして、三つの立法措置をお願いいたしております。これらの点が非常に大山

鳴動ネズミ一匹の感があるといふよう

第一類第五号 大蔵委員會議録第二十五号 昭和三十三年四月九日

事に携わる者といたしましては、まことに一つの大きな転機というふうな感じもいたしまして、せひともこの線に沿いまして、将来一そう管財の面におきまして、人員予算等においても充実ははかつていきたい、こういうふうにご考へておる次第であります。

○横山委員 この国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法におきまして、特定庁舎等の処分による収入の用途は限定をされておるわけでありまして、ところが、私よくわからないのでありますが、使途は、特定庁舎等の取得に要する経費の財源に充てなければならぬと書いてある。この提案理由の説明を見ますと、「特定の庁舎等にかかわる建築物を立体化して耐火構造の高層建築物とし、または主として住宅敷地を提供するためその位置を移転し」とありますが、住宅敷地に提供をすることによって得た収入は、特定庁舎等の取得に要する経費の財源に充てるのかということでありまして、といひますのは、この問題が起りましたときに本委員会であなたに質問したときには、たしかこれによって得た収入によって宿舎を増強する、あるいは住宅建設をする、こちらの方への積極的な面があったように思いますが、これは敷地を売っ払うということだけに限定をされたような気がするのですが、それはいかなる理由であるか、お伺いをいたします。

て、この庁舎等というものは、御承知のように、別に官公庁施設の建設等に關する法律その他によつてはつきり規定されておるわけでありまして、そこでこれには公務員宿舎というものは実は入つておらないのであります。かねがね特別会計を作る場合の一つの考え方として、不要の財産を処分してこれに必要な庁舎あるいは宿舎を増設するというお話を申し上げたことは、確かにその通りであつたかと思つておられます。それがどういふわけで宿舎が入らなかつたかということが第一の御疑問のようでございまして、この点につきましては、やはり今日庁舎等で非常に平面的な非効率的な土地の使用の形態になつてゐるのが相当ございまして、これは、国有財産白書の中にも書いてある通りでございまして、高層の程度からいいますと、平均二階建以下のような程度に実はなつておるような次第でございまして、そこで私もとしましては、やはり庁舎の立体化、集約化が先決であるという判断をいたしましたのでございまして、そこで、ただいま申し上げましたように、特定庁舎等の範圍には、今の公務員宿舎というふうなものが入つていないのであります。まず庁舎等を立体化し集約化することによりまして、先ほど申し上げましたように、公衆の利便また執務能率の向上というものをねらひにしております。そうしまして公務員宿舎等につきましても、やはりことしも、実は前年度予算十億円に對しまして五億円を一挙に増額いたして、十五億円を計上しておるのでございまして、これは、一般財源で当分整備をはかつていく、

こういう考え方をとつておるのであります。その一つの理由といたしまして、公務員宿舎を、今日の住宅事情のもとにおきまして、公務員として國の方で施設をしていただく、大へんこれはありがたい施設でございまして、国有財産を処分して、公務員だけがどうんどう宿舎を建てていただくということもいかがであらうかという、われわれとしては一種の自衛的な考え方もございまして、また一方公務員の宿舎は、御承知のように適正なる使用料をとつておるわけにございまして、この使用料は、これは当然一般会計の財源になつてゐることでもございまして、やはり公務員宿舎というふうなものは、この特定庁舎等の中に入れることなく、先ほど申し上げましたように、一般財源をもつてできる限りめんどうを見ていただく、こういう考え方で、大体一般の公衆の住宅政策と歩調を合せて宿舎の整備をはかつていただくことが大體適當ではないか、こういう配慮から、公務員宿舎はこの対象には入つておらないのでございまして、次に土地を、たとえば一般の宿舎用地といたしまして処分したのもこの財源に入れるのかという御質問でございまして、これは、特定庁舎等特殊整備計画として行政財産を処分した場合でございすれば、その目的が住宅用地であるうと、あるいは一般に会社その他の工場用地として扱ひ下げられたものでありましようとも、これは特別会計の財源になることは申し上げるまでもございませぬ。

○横山委員 この特別措置法は、國の庁舎等についての問題であります。この立体化の必要性をもし議論するならば、國に限定することだけでなく、地方自治体とあわせて立体化する必要がありはしないか。つまりこの例に出しておきます流り払いの八億ですか、八億にしましても、先般話がありまして丸の内界隈にいたしまして、こういう大都市においては國の庁舎だけで立体化が可能であります。一般の中都市、小都市になりますと、この法律案の趣旨というものは、なかなか実現が困難でなからうかと思つておられます。もしこれをほんとうにやる氣になつて、国費あるいは地方自治体の費用の節約をはからんとするならば、これは國及び地方自治体を総合一貫した使用調整をはかることが最も必要ではないかと思つておられますが、いかがでございませうか。

○正示政府委員 その点は、私も現実の問題としてはお言葉の通りであらうと思つておられます。國の庁舎だけが地方公共団体等の庁舎あるいは施設と切り離して位置を定め、あるいは立体化、集約化のことを独走するわけには参らぬのであります。たとえば府県庁の所在地におきましては、府県庁の役所と國の出先機関との位置の關係、また建物の高層化の状態というふうなものは、大体において相伴つて整備されていくということはお話しの通りと考へておられます。ただ法律の關係といたしましては、國の庁舎等に一応限定をいたしまして、國の庁舎等に一応限定をいたしておるわけにございまして、この法律の運用に当りましては、庁舎等の整備審議会に地方公共団体の適當な方を審議会の委員というふうな形において御参加を願う、あるいは先ほどお話しがありました、国有財産審議会に、やはり地方公共団体の首長等に御参加願つておることは御承知の通りでございまして、そういう審議会において、常に中央、地方の官庁の考え方というものを運用上よく合せていくことは、もとより當然と考へておられます。さらにまたこの点については、まさに建設省における都市計画等の關係、これには國の機關も地方の機關もそれぞれ参加いたしておることでございまして、官の計画あるいは民間の方のお入りになつた審議会の御意見というふうなことを総合的に考へまして、常に國と地方と両々相待つて庁舎等の合理的な配置、整備を進めていかなければならぬというふうにご考へておる次第であります。

○横山委員 もしそういう考え方があなたに、ないしは法律の裏にあるとするならば、なぜそれをこの法律の中に、地方公共団体と協議するとか何とかというふうにご具体的に明記なさらないのでございませうか。税務署と原稅事務所が同じ建物の中にあることによつて、國民は非常な利便を受けられることでもありませう。また官庁にいたしましては、國の建物と県、市町村、それらが立体化された一つの建物の中に入つておれば、費用の節約は非常に私には大きいと思つておられます。今國だけが庁舎等の使用調整をやれば、これによつて受ける利便というもの、また大蔵省の受ける利便というものには相當なものがあると思つておられますが、それをやるならば、地方自治体も含めて協議ができる、あるいは相談ができるというふうにしなれば、私は、實際問題としてはあまり効果がないのではないかとと思つておられます。東京の

うなものを法制化して、それに対する正当なる対価を要求するという形になつていないことを私は非常に遺憾に思います。本来固有財産法で、長期の貸付を認めるということが規定の上にはあるわけでございます。たとえば建物の堅固なもので、三十年というふうな長期の貸付を認めることがあるのでございますから、さような場合には当然民間の慣行等を考慮して、それに相当する権利金を徴するということをいえますれば、ほとんど実質的に売り払いと変わらないようなことになりまして、おのずから貸付ということの正しい姿が実現できると考えますが、そういう法制がまだ不備でございますので、この点は今後の研究に待たなければならぬと思っております。しかし、さしずめ現在の法令のもとにおきまして、たまたま横山委員から御指摘のように、そのまま借りておるといふこと、いわば権利の上に眠るような姿で放置しておいてはならないということを考えまして、昭和三十三年の指導方針といたしましては、とにかく買って下さい、買ってくれないということであれば、われわれとしては貸付料について相当の再検討をお願いせざるを得ない、こういう態度で出ることに、今研究を進めております。もとより法令その他の制約というものも無視するわけには参りませんが、一般の方針といたしましては、一部の方々に不当の利益を与えるような、また権利の上に眠るようなことを許してはいけないというところは、固有財産の管理の建前からいって当然と心得ておりますので、さような指導方針をもちまして、とにかく金融その他も相当正常化するときに

でございますので、貸付につきましても、せひともこの際売り払いを奨励していきたい。特に納納財産等につきましても、多年居住しておるような方でもございますので、ある場合には既成の借料が滞納になっておるようなものもございまして、そのような場合におきましては、既成の滞納になった借料としましては、既成の滞納になった借料と今後の売り払い代金を、毎月一定額をいわゆる月賦式に徴収すること、これは相当の手数がかかるのでございまして、私の方ではさような方式も考えまして、一定の年限、一定の金額を月賦でお払いになりますと、その家に所有権が買手方に移る一種の月賦売り払い式の構想を取り入れまして、貸付財産の整理ということを考えております。また工場等につきましては、幸いにして私どもの管財行政の第一線は財務局においてやっておりますが、財務局は御承知のように金融方面の仕事もやっておりますので、金融との連携をとりながら、やはりこの財産の売り払いということを促進していきたいというように考えております。この点については、御承知のように、幸い財産の所有権が移りませんと金融を受けまします場合の抵当物件、あるいは担保という形において財産を活用する道がございませんで、一部の産業におきましては、この際一挙に払い下げを受けまして、より一そう効率的な事業の整備をはかりたいという機運が相当出ております。私はこの機運に乗じて、今申し上げたようなことをお願いをいたしまして、できる限り貸付を促進して参りたい、かように考えておる次第でございます。

供中に機械器具は、この答申を見ますと、機械器具は四万七千個、その価額は二十億一千六百万円と明記されておるのであります。やっぱりこれは、行政協定によって向うに提供する義務のないものが四万七千個、二十億一千六百万円でありませうか。

○正示政府委員 先ほどの御質問に對しまして、私数字を保留したのでありますが、これは実は最近も、米軍に提供中の機械その他の器具等で返還を相当求めております。その資料は、昨年三月三十一日現在かと思うのでありますが、そういう意味では保留を申し上げたのであります。横山委員特にお詳しいのであります。機械器具につきましては、最近おかげさまで整理が進んで参りまして、米軍からのもの、あるいは旧国連軍の使用されたもの等で相当のものをやはり返還を受けまして、これを国内的に処分を進めるように考えております。しかしその価額は、幸いに今おあげになりましたものから若干の減少は少ないと思っておりますが、少くとも私どもとしてそういう努力をいたしておりますので、最近の数字をそろえてお答えしたい、こういう気持ちで一応保留したのであります。将来、今米軍の使つておるものにつきまして、どうしても向うが要するものものにつきまして、これは当然やはり向うにその提供であることを確認させる。また従来の賠償等の問題につきましての処理は、先ほどもお話しのように、なお折衝を続けたいと考えております。

○横山委員 さっきの在日米軍等に掘り出すので、貸付につきましても、せひともこの際売り払いを奨励していきたい。特に納納財産等につきましても、多年居住しておるような方でもございますので、ある場合には既成の借料が滞納になっておるようなものもございまして、そのような場合におきましては、既成の滞納になった借料と今後の売り払い代金を、毎月一定額をいわゆる月賦式に徴収すること、これは相当の手数がかかるのでございまして、私の方ではさような方式も考えまして、一定の年限、一定の金額を月賦でお払いになりますと、その家に所有権が買手方に移る一種の月賦売り払い式の構想を取り入れまして、貸付財産の整理ということを考えております。また工場等につきましては、幸いにして私どもの管財行政の第一線は財務局においてやっておりますが、財務局は御承知のように金融方面の仕事もやっておりますので、金融との連携をとりながら、やはりこの財産の売り払いということを促進していきたいというように考えております。この点については、御承知のように、幸い財産の所有権が移りませんと金融を受けまします場合の抵当物件、あるいは担保という形において財産を活用する道がございませんで、一部の産業におきましては、この際一挙に払い下げを受けまして、より一そう効率的な事業の整備をはかりたいという機運が相当出ております。私はこの機運に乗じて、今申し上げたようなことをお願いをいたしまして、できる限り貸付を促進して参りたい、かように考えておる次第でございます。

でも不要であるということになりまして、いろいろ処分をいたして参ります。むしろ大蔵省は中心になっておるのであります。防衛庁から希望が表明されておるような場合には、一応その理由を開きまして、理由のないときはまずお断りして御納得いただくのであります。なかなか簡単に御納得はいたさないで時間のかかるようなことはあります。今お話しするようなことで、あちらこちらつばをつけておるといふ点は毛頭ございませぬ。

○横山委員 この辺で、次の機会にしてくれという希望が出ております。簡単に質問しますが、今度は具体的に

○正示政府委員 今具体的な事例をあげてのお話でございますが、そういうことを考えておられません。ただ財産の向き向きに一応はかりまして、どうし

もう一つ、国鉄で志免の鉱業所を売り払い売り払わないという議論が出て、新聞を飾つておるわけでありませぬ。考えますのに、国鉄とか電通とか専売というような公社に対しては、それぞれの法律があり、それぞれ所管大臣の許可を受けることによつて、大蔵省の協議及び許可は必要としないことになつておると私は理解しておる。ただししかしながら、公社それぞれ自主性はもちろん尊重しなければならぬ。私もそういう議論を持つておるわけでありませぬが、公社といえども政府は出資をしておる、株主であります。その株主たる立場というものはどういふことになるのか、電車を一台売り払うとか、建物を一つ売り払うとかいふことと違つて、志免鉱業所のように従業員を数千名かかえ、膨大な採掘施設を持つておるものが、運輸大臣の許可というところで、運輸大臣の自主的判斷にまかせられるものであるかどうか、これは法律的な立場と政治的な立場と、両面にわたつてお答えを願いたいと思ひます。

○横山委員 この点はまた次の機会に伺うことにいたします。

○横山委員 さっきの在日米軍等に掘り出すので、貸付につきましても、せひともこの際売り払いを奨励していきたい。特に納納財産等につきましても、多年居住しておるような方でもございますので、ある場合には既成の借料が滞納になっておるようなものもございまして、そのような場合におきましては、既成の滞納になった借料と今後の売り払い代金を、毎月一定額をいわゆる月賦式に徴収すること、これは相当の手数がかかるのでございまして、私の方ではさような方式も考えまして、一定の年限、一定の金額を月賦でお払いになりますと、その家に所有権が買手方に移る一種の月賦売り払い式の構想を取り入れまして、貸付財産の整理ということを考えております。また工場等につきましては、幸いにして私どもの管財行政の第一線は財務局においてやっておりますが、財務局は御承知のように金融方面の仕事もやっておりますので、金融との連携をとりながら、やはりこの財産の売り払いということを促進していきたいというように考えております。この点については、御承知のように、幸い財産の所有権が移りませんと金融を受けまします場合の抵当物件、あるいは担保という形において財産を活用する道がございませんで、一部の産業におきましては、この際一挙に払い下げを受けまして、より一そう効率的な事業の整備をはかりたいという機運が相当出ております。私はこの機運に乗じて、今申し上げたようなことをお願いをいたしまして、できる限り貸付を促進して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○横山委員 さっきの在日米軍等に掘り出すので、貸付につきましても、せひともこの際売り払いを奨励していきたい。特に納納財産等につきましても、多年居住しておるような方でもございますので、ある場合には既成の借料が滞納になっておるようなものもございまして、そのような場合におきましては、既成の滞納になった借料と今後の売り払い代金を、毎月一定額をいわゆる月賦式に徴収すること、これは相当の手数がかかるのでございまして、私の方ではさような方式も考えまして、一定の年限、一定の金額を月賦でお払いになりますと、その家に所有権が買手方に移る一種の月賦売り払い式の構想を取り入れまして、貸付財産の整理ということを考えております。また工場等につきましては、幸いにして私どもの管財行政の第一線は財務局においてやっておりますが、財務局は御承知のように金融方面の仕事もやっておりますので、金融との連携をとりながら、やはりこの財産の売り払いということを促進していきたいというように考えております。この点については、御承知のように、幸い財産の所有権が移りませんと金融を受けまします場合の抵当物件、あるいは担保という形において財産を活用する道がございませんで、一部の産業におきましては、この際一挙に払い下げを受けまして、より一そう効率的な事業の整備をはかりたいという機運が相当出ております。私はこの機運に乗じて、今申し上げたようなことをお願いをいたしまして、できる限り貸付を促進して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○横山委員 この辺で、次の機会にしてくれという希望が出ております。簡単に質問しますが、今度は具体的に

○正示政府委員 今具体的な事例をあげてのお話でございますが、そういうことを考えておられません。ただ財産の向き向きに一応はかりまして、どうし

もう一つ、国鉄で志免の鉱業所を売り払い売り払わないという議論が出て、新聞を飾つておるわけでありませぬ。考えますのに、国鉄とか電通とか専売というような公社に対しては、それぞれの法律があり、それぞれ所管大臣の許可を受けることによつて、大蔵省の協議及び許可は必要としないことになつておると私は理解しておる。ただししかしながら、公社それぞれ自主性はもちろん尊重しなければならぬ。私もそういう議論を持つておるわけでありませぬが、公社といえども政府は出資をしておる、株主であります。その株主たる立場というものはどういふことになるのか、電車を一台売り払うとか、建物を一つ売り払うとかいふことと違つて、志免鉱業所のように従業員を数千名かかえ、膨大な採掘施設を持つておるものが、運輸大臣の許可というところで、運輸大臣の自主的判斷にまかせられるものであるかどうか、これは法律的な立場と政治的な立場と、両面にわたつてお答えを願いたいと思ひます。

○横山委員 さっきの在日米軍等に掘り出すので、貸付につきましても、せひともこの際売り払いを奨励していきたい。特に納納財産等につきましても、多年居住しておるような方でもございますので、ある場合には既成の借料が滞納になっておるようなものもございまして、そのような場合におきましては、既成の滞納になった借料と今後の売り払い代金を、毎月一定額をいわゆる月賦式に徴収すること、これは相当の手数がかかるのでございまして、私の方ではさような方式も考えまして、一定の年限、一定の金額を月賦でお払いになりますと、その家に所有権が買手方に移る一種の月賦売り払い式の構想を取り入れまして、貸付財産の整理ということを考えております。また工場等につきましては、幸いにして私どもの管財行政の第一線は財務局においてやっておりますが、財務局は御承知のように金融方面の仕事もやっておりますので、金融との連携をとりながら、やはりこの財産の売り払いということを促進していきたいというように考えております。この点については、御承知のように、幸い財産の所有権が移りませんと金融を受けまします場合の抵当物件、あるいは担保という形において財産を活用する道がございませんで、一部の産業におきましては、この際一挙に払い下げを受けまして、より一そう効率的な事業の整備をはかりたいという機運が相当出ております。私はこの機運に乗じて、今申し上げたようなことをお願いをいたしまして、できる限り貸付を促進して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○横山委員 さっきの在日米軍等に掘り出すので、貸付につきましても、せひともこの際売り払いを奨励していきたい。特に納納財産等につきましても、多年居住しておるような方でもございますので、ある場合には既成の借料が滞納になっておるようなものもございまして、そのような場合におきましては、既成の滞納になった借料と今後の売り払い代金を、毎月一定額をいわゆる月賦式に徴収すること、これは相当の手数がかかるのでございまして、私の方ではさような方式も考えまして、一定の年限、一定の金額を月賦でお払いになりますと、その家に所有権が買手方に移る一種の月賦売り払い式の構想を取り入れまして、貸付財産の整理ということを考えております。また工場等につきましては、幸いにして私どもの管財行政の第一線は財務局においてやっておりますが、財務局は御承知のように金融方面の仕事もやっておりますので、金融との連携をとりながら、やはりこの財産の売り払いということを促進していきたいというように考えております。この点については、御承知のように、幸い財産の所有権が移りませんと金融を受けまします場合の抵当物件、あるいは担保という形において財産を活用する道がございませんで、一部の産業におきましては、この際一挙に払い下げを受けまして、より一そう効率的な事業の整備をはかりたいという機運が相当出ております。私はこの機運に乗じて、今申し上げたようなことをお願いをいたしまして、できる限り貸付を促進して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○横山委員 この辺で、次の機会にしてくれという希望が出ております。簡単に質問しますが、今度は具体的に

○正示政府委員 今具体的な事例をあげてのお話でございますが、そういうことを考えておられません。ただ財産の向き向きに一応はかりまして、どうし

もう一つ、国鉄で志免の鉱業所を売り払い売り払わないという議論が出て、新聞を飾つておるわけでありませぬ。考えますのに、国鉄とか電通とか専売というような公社に対しては、それぞれの法律があり、それぞれ所管大臣の許可を受けることによつて、大蔵省の協議及び許可は必要としないことになつておると私は理解しておる。ただししかしながら、公社それぞれ自主性はもちろん尊重しなければならぬ。私もそういう議論を持つておるわけでありませぬが、公社といえども政府は出資をしておる、株主であります。その株主たる立場というものはどういふことになるのか、電車を一台売り払うとか、建物を一つ売り払うとかいふことと違つて、志免鉱業所のように従業員を数千名かかえ、膨大な採掘施設を持つておるものが、運輸大臣の許可というところで、運輸大臣の自主的判斷にまかせられるものであるかどうか、これは法律的な立場と政治的な立場と、両面にわたつてお答えを願いたいと思ひます。

○横山委員 さっきの在日米軍等に掘り出すので、貸付につきましても、せひともこの際売り払いを奨励していきたい。特に納納財産等につきましても、多年居住しておるような方でもございますので、ある場合には既成の借料が滞納になっておるようなものもございまして、そのような場合におきましては、既成の滞納になった借料と今後の売り払い代金を、毎月一定額をいわゆる月賦式に徴収すること、これは相当の手数がかかるのでございまして、私の方ではさような方式も考えまして、一定の年限、一定の金額を月賦でお払いになりますと、その家に所有権が買手方に移る一種の月賦売り払い式の構想を取り入れまして、貸付財産の整理ということを考えております。また工場等につきましては、幸いにして私どもの管財行政の第一線は財務局においてやっておりますが、財務局は御承知のように金融方面の仕事もやっておりますので、金融との連携をとりながら、やはりこの財産の売り払いということを促進していきたいというように考えております。この点については、御承知のように、幸い財産の所有権が移りませんと金融を受けまします場合の抵当物件、あるいは担保という形において財産を活用する道がございませんで、一部の産業におきましては、この際一挙に払い下げを受けまして、より一そう効率的な事業の整備をはかりたいという機運が相当出ております。私はこの機運に乗じて、今申し上げたようなことをお願いをいたしまして、できる限り貸付を促進して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○横山委員 さっきの在日米軍等に掘り出すので、貸付につきましても、せひともこの際売り払いを奨励していきたい。特に納納財産等につきましても、多年居住しておるような方でもございますので、ある場合には既成の借料が滞納になっておるようなものもございまして、そのような場合におきましては、既成の滞納になった借料と今後の売り払い代金を、毎月一定額をいわゆる月賦式に徴収すること、これは相当の手数がかかるのでございまして、私の方ではさような方式も考えまして、一定の年限、一定の金額を月賦でお払いになりますと、その家に所有権が買手方に移る一種の月賦売り払い式の構想を取り入れまして、貸付財産の整理ということを考えております。また工場等につきましては、幸いにして私どもの管財行政の第一線は財務局においてやっておりますが、財務局は御承知のように金融方面の仕事もやっておりますので、金融との連携をとりながら、やはりこの財産の売り払いということを促進していきたいというように考えております。この点については、御承知のように、幸い財産の所有権が移りませんと金融を受けまします場合の抵当物件、あるいは担保という形において財産を活用する道がございませんで、一部の産業におきましては、この際一挙に払い下げを受けまして、より一そう効率的な事業の整備をはかりたいという機運が相当出ております。私はこの機運に乗じて、今申し上げたようなことをお願いをいたしまして、できる限り貸付を促進して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○横山委員 この辺で、次の機会にしてくれという希望が出ております。簡単に質問しますが、今度は具体的に

○正示政府委員 今具体的な事例をあげてのお話でございますが、そういうことを考えておられません。ただ財産の向き向きに一応はかりまして、どうし

もう一つ、国鉄で志免の鉱業所を売り払い売り払わないという議論が出て、新聞を飾つておるわけでありませぬ。考えますのに、国鉄とか電通とか専売というような公社に対しては、それぞれの法律があり、それぞれ所管大臣の許可を受けることによつて、大蔵省の協議及び許可は必要としないことになつておると私は理解しておる。ただししかしながら、公社それぞれ自主性はもちろん尊重しなければならぬ。私もそういう議論を持つておるわけでありませぬが、公社といえども政府は出資をしておる、株主であります。その株主たる立場というものはどういふことになるのか、電車を一台売り払うとか、建物を一つ売り払うとかいふことと違つて、志免鉱業所のように従業員を数千名かかえ、膨大な採掘施設を持つておるものが、運輸大臣の許可というところで、運輸大臣の自主的判斷にまかせられるものであるかどうか、これは法律的な立場と政治的な立場と、両面にわたつてお答えを願いたいと思ひます。

○正示政府委員 政治的なお答えは政務次官にお願いいたしまして、一応法律的な関係だけを私からお答え申し上げます。御承知のように国有財産法は、国鉄、専売、電電という公社の財産は一切国有財産の範囲から除外しております。ただ国鉄その他に對しては出資だけが国有財産の中に入っております。しかしこの出資に基く権利というものは、別に全然規定がございません。一方国有鉄道につきましては、国有鉄道に関するいろいろな規定がございます。たとえば予算の編成でございます。あるいは運輸大臣のいろいろな認可事項につきまして大蔵大臣が協議を受ける事項というものが、それぞれ法令によつてきまつておるわけでございます。ただいまおあげになりました志免鉱業所の処分問題は、法律的には一応大蔵省は少くとも出資者として協議を受ける立場にはなつておらないのであります。これが政治的に妥当であるかどうか、立法論としていろいろ御意見があるうと思つて、この点は政務次官からお答えを願うことにいたしました。私としては、根本の法制はさよになつておるといふ事実だけを一応お答え申し上げます。

○山本委員 大いに論議のあるところでございますが、時間もございませぬ。きょう国有財産関係である法律案が一、二件あるようであります。この国有財産につきましても、全般的な角度から議論をされなければなりませんから、私はきょうおあげになることについては異論はございませぬが、問題となりませぬ諸点については、引き続き次の国有財産に関連する法律案の中で質問いたすことを留保いたしました。本日の私の質問はこれで終りたいと思つております。

○山本委員 御質問がございませんから、質疑を終了するに御異議ありませんか。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○足立政府委員 ただいまの御質問は、法律的な問題につきましては、今管財局長からお答え申し上げた通りでございますが、政治的な面を申し上げますと、これは、やはり公共企業体はその経営計画を立てていきます上におきまして、そういう処分をすることが果して経営上健全であるかという観点に立つての、政府としての判断ということでは、政治的に関係する面があると思つております。その程度に關係を持つたので、公布の日施行に改めたいといふのがその趣旨であります。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○山本委員 御異議なしと認めました。よつて本修正案は可決いたしました。

○井上委員 ところが、三十一年度の予定計算書を見ても、外麦で百二十何億も上げておられますが、これはそういうことをしているのですか。国民に安い食糧を供給して、食生活を安定して、わが国の産業経済を再建しようということでは、これはやっていますのでしよう。それを、外国から安い麦を買ってきて国民に高く売ってもうけるということが、一体許されておられますか、そんなことは許されぬでしょう。この会計は、金もうけの会計とは違ふのです。食糧の会計操作においてそういう利益を上げていいのですか。これはどうも工合が悪いと思うのですが、どうですか。

○井出國務大臣 この問題は、食糧全体としてお考えをいただきますときには、一部は外麦等による利益はございますが、しかし、これが同時に内地の米、内地の麦というものを補っているという点がございまして、全体としてごらんをいただきたいと思うのであります。

○井上委員 そう言へば、それはいろいろ理屈はありますけれども、本会議も開かれるそうであります、時間もありませんから、特にこれ以上ごまかいことにわたってまで質問をすることを私は遠慮いたしますが、ただ、申し上げておきたいのは、食糧特別会計の調査会の結論が出るというのを何か非常に期待をしているようにありますけれども、少くとも私は、食糧の赤字問題や、食糧証券が年々発行限度が引き上げられているという事の裏は、やはりもう少しこの会計の立て方というものを根本的に検討する必要があるということではないかと思うが、この

点については一つ真剣に御検討下さって、もっと筋道を明確にしてください。そうして、ほんとうに財政負担をすべきものはどれどれかという点を明らかにしていただきたい。そうして最後に出たところの赤字に対して、一体国が負担すべきかすべきでないかということも、これは検討を要する問題ですが、とにかく国が必要として法律によって食糧政策をやり農業政策を進めておるのでありますから、その裏づけには当然財政負担は伴うべきであります。その財政負担の面が全然裏打ちがされずに、何でもかんでも赤字が出た赤字が出たということでは、消費者の方としてはたまったものじゃありません。この点を十分農林省としては御検討願って、調査会の結論がいかにありましようとも、少くとも来年度予算編成までには筋道を明確に出しを願うことを特に要求して、私の質問はこの程度でおいておきます。

○山本委員長 他に御質疑はありませぬか。なければ、本法律案に対する質疑はこれをもって終了するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案に対する質疑は終了いたしました。
この際御報告をいたします。本法律案に対し黒金泰美君外二十五名提出の修正案が委員長の手元まで提出されております。これを印刷してお手元に配付いたしておきましたが、この際提出者より修正案の趣旨の説明を聴取いたします。黒金泰美君。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

○黒金委員 ただいま提出いたしました修正案につきましては、お手元に配付してあります通りであります。もとこの法律は、本年四月一日から施行いたすつもりで立案しておりましたので、その附則の中で、「四月一日」を「公布の日」に改めまして、事態に即応させたいと考える次第であります。

○山本委員長 以上をもちまして趣旨の説明は終了しました。
お諮りを申し上げます。本法律案及び修正案につきましては、別段討論の通告がございませんので、討論を省略して直ちに採決に入るに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議ないものと認めます。よってさように決しました。
本修正案を可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議ないものと認めます。よって本修正案は可決いたしました。
次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これを可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案は全会一致をもって修正議決いたしました。
この際お諮りを申し上げます。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によって委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議ないものと認めます。よってさように決しました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後零時五十一分散会

〔参照〕
国有財産特殊整理資金特別会計法案（内閣提出）に関する報告書
国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕